## 平成27年度地方税制改正(税負担軽減措置等)見直し事項

( **廃 止 ・ 縮 減** )

No	3															
対象	税目	個人	人住民税	法人住	E民税	事業税	不動	産取得税	固定資	産税	事業所税	その他	j (	)		
見直し 項目名		ア	ジア拠点位	化のため	の法人	税に係ん	る税制持	措置の廃」	Ŀ							
見面(概	容	に対同権	対する法。	人税の 2 を適用す	0%の所 <sup>:</sup> つる。(オ	得控除0 组税特别	D適用措 J措置法	置につし 第 61 条	いて、廃」 、第 68 s	止が認る 条の 63	専ら認定開 められた場 3 の 3 及び )	<b>合、法</b>	人住民稅	及び事	業税につ	いても
関係	条文	地	方税法第	23 条第	1項第	53号、	同法第	72 条の	23 第 1 :	項、同	法 292 条	第1項第	亨3号			
増 見返		_	平年度] 改正増減	— 収額]		(	_	)						(単位	: 百万円	)
廃 又 縮 理	は 域の	平店	<b>或 26 年</b> 度	またにて	期限を迫	迎えると	ころ、	これまで	の利用領	美績等を	を踏まえ、	本特例技	措置を廃	止する	o	
										ペーシ	<b>ゞ</b>		-	_		